

令和7年度八代市社会福祉法人指導監査方針

社会福祉法人に対する指導監査（以下「指導監査」という。）は、社会福祉法人の適正な運営が確保され、利用者に対する福祉サービスが充実することを目的として関係法令及び関係通知に基づき実施しています。

令和6年度の指導監査では、多くの社会福祉法人において、適正な運営及び福祉サービスの充実に向けた取組みが行われていましたが、一部の社会福祉法人においては、改善への取組みが十分ではない、あるいは適正ではない運営が見受けられました。

また、平成29年4月の改正社会福祉法の施行により、社会福祉法人のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化、重点化及び明確化を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和7年度の指導監査は、令和6年度に引き続き、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知 最終改正：令和4年3月14日）における別紙「指導監査ガイドライン」及び熊本県「令和7年度（2025年度）社会福祉施設等指導監査方針」における「社会福祉法人に対する指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき、特に次の事項に重点を置いて指導監査を実施します。

なお、令和7年度の指導監査についても、マスクの着用や手指の消毒など基本的な感染防止のための取組みを行ったうえで実施するものとします。

【法人監査の重点事項】

平成29年4月の改正社会福祉法施行後の指導監査において、特に指摘の多かった事項、改善を要すべき事項について重点的に確認します。

1 適正な法人運営

ア 定款は、法令に従い必要事項が記載されているとともに、変更が所定の手続きを経て行われているか。また、法令に従い、定款が公表・公開されているか。

イ 評議員会の招集、運営、決議、議事録の作成・保存は適正に行われているか。

ウ 役員（理事・監事）について、法令及び定款に定める手続きにより適正に選任されており、法令及び定款に定める員数となっているか。また、評議員会及び理事会を連続して欠席している者がいないか。

エ 理事会は、法令及び定款の定めに従って開催され、決議の手続きが法令及び定款の定めにより行われているか。また、理事長等が職務の執行状況について理事会に報告を行うとともに、議事録の作成保存が適正に行われているか。

オ 評議員、理事、監事等の報酬について、その額が法令で定めるところにより定められているか。また、報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定め、公表されているか。

カ 決算手続きは、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。計算書類及び

その附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか、理事会の承認を受けているか。計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。

2 適正な資産管理

- ア 基本財産以外の固定資産の処分について、理事長の承認が得られているか。
- イ 固定資産管理台帳が適正に作成され、固定資産物品（備品含む）の使用及び管理が適切にされているか。

3 適正な会計管理

- ア 会計責任者と出納担当者は別の者が任命されるなど、内部牽制体制が確立しており、必要な業務を遂行しているか。また、理事長が任命したことが明確に確認できるか。
- イ 社会福祉法人会計基準等に基づいて経理規程が作成され、その規程に則った会計処理が行われているか。また、月次試算表等の作成が遅滞なく適正に行われ、決裁を受けた後、保存されているか。
- ウ 資金の運用（使途、繰入れ、繰替使用等）、予算管理及び現金管理等及び運営費の弾力運用（使途、前期未支払資金残高の取扱い等）は適正になされているか。
- エ 社会福祉事業、公益事業、収益事業について、法令等に基づき適切に区分されているか。また、サービス区分は、指定基準等に基づき適正に区分されているか。
- オ 各種引当金への計上は適正に行われているか。また、国庫補助金等特別積立金への積立及び取崩しは適正になされているか。
- カ 入札及び契約事務は適正に行われているか。随意契約は、予定価格が一定の額を超えていない等、合理的な理由に基づき適正に行われているか。価格による随意契約を行う場合には、複数業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断しているか。継続契約について、契約の更新の都度、契約の妥当性について検討が行われ、その内容を記載した契約伺が作成されているか。
- キ 計算書類及び附属明細書が適正に作成されているか。また、財産目録は社会福祉法人会計基準に係る国の運用通知に基づき適正に作成されているか。
- ク 社会福祉充実残額が適正に計算され、残額が生じた場合は、社会福祉充実計画が法令の定めに従い適正な手続きにより作成され、所轄庁の承認を得ているか。
- ケ 就労支援事業会計の剰余金の管理は適正に行われているか。

4 不祥事の防止

- ア 理事会及び監事監査機能が形骸化していないか。
- イ 理事会で決定すべき事項を理事長が専決していないか。
- ウ 施設の資金を他に貸し付ける等、不適切な取扱いがなされていないか。
- エ 施設の資金がみだりに内部流用されていないか。